

カナダの年金改革

山崎伸彦

(ILO 社会保障局)

はじめに

近年わが国の年金制度をめぐる議論が活発化するにつれて、イギリス、西ドイツ、アメリカ合衆国といった国々の年金制度の状況がしばしば専門誌に取りあげられ、議論の参考に供されてきている。しかし太平洋をはさんだ隣国にあたるカナダの年金制度については、これまで十分な紹介がなされてこなかったように見受けられる。この国は、人口こそ前述の諸大国に及ばないものの特色ある年金制度を持ち、かつ現在その年金制度を社会構造の変化に対応してよりよいものに改革していくために、国を挙げて広くかつ深い議論を展開しているのである。時を同じくして年金制度の大改革を進めようとしているわが国にとって、隣国における年金制度改革の議論の過程を知ることは何がしかの参考となるに違いあるまい。このカナダの年金制度改革問題の端緒から最新の動きに至るまでを、主として公式資料に基づいてできる限り客観的に紹介するのが本稿の目的である。

全体の構成としては、まず第1章において1982年にカナダ政府が発表したグリーン

ペーパー（文献〔1〕）の紹介を行う。これはカナダ連邦政府の財務省と厚生省が共同で準備にあたり、全カナダ国民に対してカナダの年金制度が抱える問題点を指摘した上で改革の方向及び具体的な改革案を示し意見を聞いたものである。グリーンペーパーの常として、カナダの年金制度の歴史と現状から説き起こしているので、読者は何ら予備知識なしに議論の核心まで達することができるはずである。次に第2章において、このグリーンペーパーを受けてカナダ連邦議会が下院に超党派の特別委員会を設け1983年いっぱいかけて広く国民の意見を聴きつつまとめた報告書（文献〔2〕）の紹介を行う。この報告書には政府の改革案ベースとしたいくつもの具体的勧告が盛り込まれている。この章ではこれらの勧告の紹介を主体としたい。最後に第3章で1984年に入ってからの動きを紹介する。カナダは日本と異なり連邦制をとって各州政府に大幅な自治権を認めているために、年金改革には連邦と各州と齊合性のとれた行動が必要である。連邦の動きを受けての州政府の動向を知るうえで、カナダ最大であるオンタリオ州の年金改革への提案（文献〔3〕）は貴重な資料といえよう。また公

論 文

的年金の基礎の上に事業主や個人による自助努力を重ねることを重視するこの国では、連邦財務省による税制面からの年金問題へのアプローチ（文献〔4〕）も見逃せない。民間の有力アクチュアリーが最近発表した論文（文献〔5〕）によれば、年金改革にかんする議論は既に熟し、改革の実現も間近いということである。改革案の成立が報道された段階でカナダが国民的合意に達するまでにどのような議論が積み重ねられてきたかを理解するために本稿が役に立てば幸いである。

第Ⅰ章 カナダ政府の年金制度改革案

第Ⅰ節 年金制度の沿革と現状

カナダにおける最初の年金立法は1972年のOld Age pension Act にさかのぼる。しかし、これは低所得の高齢者に最低水準の所得を保障するための福祉年金的性格の制度であった。その後1952年に全国民を対象とするOld Age Security（O A S）が誕生し、国民皆年金体制が発足した。このO A Sは、財源を全額国庫が負担し給付は従前所得とは無関係にカナダ在住期間に比例して定められる仕組みをとっており、今日に至るまでカナダの高齢者に対する所得保障の最下層の基盤を形成している。1966年には、この基盤の上に社会保険方式による所得比例年金制度である Canada Pension Plan（C P P）が導入され高齢者の所得保障に占める公的年金の役割は一段と高まった。正確にいと C P P はケベック州を除くカナダ全土を適用範囲とし、ケベック州

にはQuebec Pension Plan（Q P P）という別の年金制度が導入されたのであるが、C P P と Q P P とは制度の内容としては基本的に同じと考えて差し支えない。従って以下では C / Q P P という名称でこの双子の制度を引用することにしたい。

さて、O A S は支給開始年齢が65歳で給付は物価にスライドする。ただし1985年及び1986年の両年においては経済状態の回復に協力するために、それぞれ 6 % 及び 5 % というスライド率の上限が設けられている。カナダ経済は現在、不況下の物価上昇という困難な局面を迎えていいるのである。1982年のO A S 平均年金額（月額）は 238 カナダドルであり、これは製造業平均賃金の 14 % に相当する。1981年において O A S の受給者数は約 230 万人、このうち 57 % が女子であった。ちなみにカナダの総人口は約 2 千 4 百万人である。

C / Q P P は被用者及び自営業者を対象に強制加入の社会保険方式によって運営されている。O A S が老齢給付のみであるのに対し、C / Q P P は老齢給付の他に障害給付及び遺族給付を備えている。老齢年金の支給開始年齢は65歳で、年金額は原則として再評価後平均従前報酬の 25 % である。ただし平均をとる期間は 120 月以上とされているので加入期間がこれに満たない場合には平均従前報酬が低くなり結果として年金額も低くなる。現在の保険料は 3.6 %（被用者については労使折半負担）とかなり低いが、これは制度が未成熟で上述の経過的年金がかなりのウェートを占めているからである。また 120 月以上の加入期間が

ある場合には平均を計算する際に報酬の低い月を全体の15%まで計算から除くことができる。即ち最良の85%の月だけで再評価後平均従前報酬を計算するわけである。保険料拠出対象報酬の上限は原則として製造業平均賃金と同額であり、再評価後平均従前報酬も原則としてこの額で頭打ちとなる。ただし現在、この限度額は賃金上昇に対応した調整が不十分であったために製造業平均賃金の約80%まで低下している。これは段階的に当初の100%まで引き上げられることが法定されている。ちなみに1982年の製造業平均賃金は2万カナダドルをわずかに超える程度であった。これに対してC/QPPの最高年額は3,692カナダドルでありその18%強にあたる。この給付の仕組みからもわかる通り、所得比例とはいっても平均以上の所得のあるグループについては年金額は限度額で頭打ちとなってしまい、平均を上回る所得については公的年金による保障は及ばないことになる。なお、1981年におけるC/QPPの老齢年金受給者数は約110万人で、そのうち32%が女子であった。

以上からもわかる通りカナダの公的年金の給付水準は、特に所得の比較的高い層に関しては両制度を合わせても退職前の生活水準を維持するのに十分とは言えない。しかしながらカナダにおいては連邦政府及び州政府の規制を受けた企業年金及び個人年金が公的年金を補完する存在として重要な位置付けを与えられており、年金制度に関する議論のかなりの部分は、これらの税制面での優遇措置を受けた企業年金や個人年

金を利用する機会が、全国民に対していかに平等にかつ広く開かれているかという点をめぐるものなのである。

そこで今度は企業年金や個人年金の現状を概観することにしよう。1980年において事業主負担のある企業年金（公務員に対する制度も含む）の数は約15,000で加入員数は約450万人、そのうち公共部門の労働者が約200万人を占めている。また性別にみると、男子約310万人、女子約140万人となっている。これらの加入員のうち94%は「給付建て」（defined benefit）の制度に入っている。すなわち加入1年につき一定額あるいは最終報酬の一定割合の年金給付が獲得されるといった仕組みの制度である。残りの6%は「拠出建て」（defined contribution）の制度に入っている。すなわち給付の一定割合を拠出して積み立てて、退職時にその元利合計によって年金を組むという仕組みの制度である。また、企業年金による所得保障を受けられない人々に対する公平性の見地から1957年に創設されたRegistered Retirement Savings Plans（RRSPs）は、1980年において200万人の拠出者を有している。この制度は退職後に備えた個人貯蓄に税制上の恩典を与えるものであって、企業年金の適用を受けている者は年額3,500カナダドル、受けていない者は年額5,500カナダドルまでの拠出が認められている。ここでいう税制上の恩典とは、一つには企業年金あるいはRRSPsへの拠出を課税所得から控除できるということであり、一つにはこれらの拠出に基づく利子所得に対する課税が退職時ま

論 文

で繰り延べられるということである。（退職後は収入が低く各種控除もあるため繰り延べによって税額が低くなる。）

企業年金あるいはR R S P sを利用できない所得の比較的低い層については、連邦及び州政府による所得制限付きの補足年金制度がある。これらのうち最も主要なものは連邦政府によって1967年に創設されたGuaranteed Income Supplement (G I S) であって、1982年現在において65歳以上のカナダ市民の半数以上がこの制度による給付を受け、O A Sと合わせて年額にして単身5,695カナダドル、夫婦10,084カナダドルの最低所得水準を保障されている。

第2節 年金改革はなぜ必要か

カナダ政府の年金政策は次の3原則に基づいて立案されている。

1. 高齢カナダ市民はしかるべき水準の最低所得を保障されなければならない。
2. 全カナダ市民に対して提供される退職後に備えた貯蓄等の機会及び手段は公平でなければならない。
3. カナダ市民は退職によって著しい生活水準の低下をきたすことを避け得るべきである。

これらの3原則は今後ともカナダの年金政策の主柱として堅持されるであろう。これら3原則に照らして現状を分析し、問題点を浮かび上がらせるのが本節のねらいである。

まず原則1. に関しては、夫婦世帯に関してはO A S / G I Sによりほぼ満足し得る最低所得水準が保障されているものの、

単身世帯特に婦人に関しては不十分な水準となっている。州政府によってはG I Sにさらに補足給付を加えるところもあるが、連邦と州との間で所得制限の調整が図られないために、一定限度を超える稼得2ドルにつき給付が連邦から1ドル、州から1ドル、それぞれカットされ、過度の所得制限となっているケースがある。

原則2. は退職後の所得保障の手段に関してさまざまな選択の余地が存在するカナダにおいては特に重要な原則である。しかしながら、まず第一に地方分権的傾向の強いカナダでは全国的に統一のとれた企業年金政策がとりにくいために地域差が生じることが問題として挙げられる。第二に、この原則の意味するものとして、企業年金の受給権は事業主が長年の忠勤に報いるために与える恩賞ではなく労働者が自ら稼ぎ取った権利と考えるべきであるということが挙げられる。企業年金の資格期間を満たす以前に会社を移って給付に対する権利を全く失ってしまうのは不公平だということである。第三の側面として、配偶者の権利の問題が挙げられる。婚姻生活中に獲得された年金の権利は夫婦共同の努力の成果であるから両者の共有の権利と考えられるべきであるということである。第四の側面として、税制上の優遇措置を受けられる貯蓄機会がすべてのカナダ人に対して平等に与えられるべきであるということが挙げられる。

公平性の見地から考えて、企業年金や所得比例の公的年金 (C / Q P P) にはいくつかの問題点がある。以下順次それらの問題点を列挙しよう。

まず企業年金であるが、一般的にその基準は過去15年で大幅に向上したもの、大きな問題点が3点残されている。その第一はインフレーションによる年金の実質価値の目減りの問題である。インフレによる目減りを部分的に解消するような年金額の改定を折に触れて実施する事業主が多いものの、自動スライド制を導入した制度はほとんどない。今日多くの企業年金がインフレに伴う高利回りによって利益を生じている。この利益の少なくとも一部分は給付をインフレによる目減りから守るために使われるべきであるにもかかわらず、かなりの制度で他の目的に使われてしまっている。例えば加入者のみに関して給付単価を上げるとか、あるいは単に事業主の拠出の軽減にあてるとかである。第二の問題は、前述の通り会社を変わることによって企業年金の受給権を失うケースが多いということである。自分が拠出した分は払い戻されるがその運用収益については低い利率で計算されることが多い。事業主拠出分についてその一部どころか全部を失ってしまうこともある。全額事業主負担の制度では、会社をかわると全く何の権利も残らない場合もあるのである。カナダは労働流動性の高い国家であり、かつそのことが経済の健全性を支えているのであるから、これは由々しき問題である。第三に女性の問題が挙げられる。女性は男性に比べて企業年金に雇用される可能性が低く、かつ労働流動性が高いために、退職後に企業年金の受給権を獲得する割合が低い。また十分な遺族給付を備えた企業年金が少ないのも問題のひとつ

である。

さて次に税制の問題であるが、ここにもさまざまな不公平がある。一例を挙げると、全く同じ収入の労働者であっても企業年金のない会社に勤めている場合にはRRPsに年額5,500カナダドルの非課税貯蓄ができるだけなのに対して、企業年金がある会社に勤めている場合にはRRSPsに年額3,500カナダドルの非課税貯蓄ができる他に事業主の拠出が最高で年間26,000カナダドル相当まで課税所得控除になる特典がある。また、現在のように非課税貯蓄の限度額を毎年一定としている仕組みの下では、年によって収入に変動のある自営業者や女性はどうしても不利になってしまふ。結果として、充実した企業年金の適用を受けられる高所得労働者が100万カナダドル相当の非課税年金資産を形成するのに対して、より恵まれない低所得労働者が税制上の恩典をより少なくしか受けられないという事態が生じている。またRRPsに関しては、限度額が拠出ベースで決まっているために同額の拠出で男性より低額の年金しか購入できない女性にとって不利になるという問題もある。

C/QPPにも公平性の問題はある。まず適用対象所得の上限が当初は製造業平均賃金とされていたのに次第に低下して現在その約80%となっている問題である。これは1973年までの間に毎年の改定率が2%に押さえられていたためであって、1974年以降回復が図られているもののその後の賃金上昇もあって十分な回復をみていない。もう一つ問題となるのは女性が子供を養育す

論 文

る間年金制度から離れるために不利になる問題であって、この問題を解決するために「子育て条項」が既にQ P Pには導入されている。これは7歳以下の子供を養育している女性はその期間を資格期間に算入し、かつ無収入あるいは低収入である場合は平均従前報酬の計算から除くという条項である。同一の条項は連邦議会と9つの州及び准州政府の賛成を得て C P P の法律にも盛り込まれているのであるが、オンタリオ州の反対により実施に至っていない。C P P の改正事項の施行にはケベック州を除くカナダの人口の3分の2以上を擁する3分の2以上の州及び准州の賛成が必要とされているために、カナダ最大の州であるオンタリオの反対は拒否権に相当するのである。もう一つの問題としては家庭の主婦の年金権の問題がある。現在のC / Q P P の制度の下では家庭の主婦は従属者としてしか位置付けられていないが、これは夫婦共有の財産であるとする現代的な考え方に対するものとしている。要約すると家庭が、65歳になっても個人としてC / Q P P の年金給付を受けられないこと、障害になっても年金の権利が発生しないこと、遺族年金の仕組みが複雑でわかりにくいことの3点が問題点として挙げられる。

公平性の見地から見た問題点の最後のものとして、世代間の公平性の問題がある。この問題はいろいろな形で表現されるが、ひとことで言えば現在の世代が将来の世代に年金制度を通じて過大な負担を強いてはいないかということである。この問題に関しては2つの指針が考えられる。第一の指

針は、今日の勤労世代は自分たちの世代の年金権が国民経済にとって過度の負担となるだけの十分な社会資本なり資源なり生産力なりを次の世代に遺していくなければならないということである。この意味で、年金改革の方向は長期的な経済成長の動向と齊合性のとれたものでなければならない。第二の指針は、今日の勤労世代はすくなくとも自分が将来の世代に期待するのと同程度に現在の老齢世代の面倒をみなければならぬということである。この2つの原則を守ってはじめて現在の世代は将来の世代に対して年金の権利を主張できるのである。法律は将来の立法府によって変え得るものであるが、年金制度がこれらの原則に合致している限りにおいては将来の有権者たちはこれを自らの利益に資するものと認め守っていくであろう。

世代間の公平性に関する重要な要素として人口の高齢化が挙げられる。カナダの人口構成は現在比較的若いが、今後50年間のあいだに急速に高齢化が進むものと見込まれる。勤労世代人口（18歳以上65歳未満としている。）に対する老齢世代人口（65歳以上）の割合は今後50年間で2倍以上にふくれあがる見通しである。しかしながらカナダ政府は、この人口高齢化に伴う年金費用の増大を眺める見通しを持っている。その理由は、一つには今後の経済の発展が見込まれるからであり、ひとつには18歳未満の幼年世代人口の減少により老齢世代と幼年世代を合わせた従属世代人口の勤労人口に対する割合はそれほど増えないからである。（表1参照）

表1 カナダの将来人口推計

年	老齢世代人口の 勤労世代人口に 対する割合 ^{1) 2)}	従属世代人口の 勤労世代人口に 対する割合 ³⁾
1961	14%	87%
1981	15%	60%
2001	18%	55%
2031	34%	67%

1) 65歳以上

2) 18歳以上 65歳未満

3) 18歳未満及び 65歳以上

世代間の公平や負担の増大の問題は、しばしばC/QPPの財政問題に発展して議論される。C/QPPの保険料率が上がっていくことから、多くのカナダ人がこのままでは将来の世代が保険料を負担できなくなつて制度は破産するのではないかと誤解に基づく不安を持っている。しかし、これは全くの誤解であつて、眞実はC/QPPが発足した当初の保険料率が長期収支を均衡させるのに必要な水準よりも低い水準に意図的に押さえられたのである。この部分積立といふ財政方式（日本では通常「修正積立」とよばれている。）は、貯蓄や経済成長や資本市場に与える影響を考慮した上でカナダ経済にとって最良と判断して採用されたものであつて、保険料率が後に見直され給付を維持するために必要に応じて上がっていくことは当初から明確に意図されたことなのである。この保険料率の上昇の過程は将来にわたって見通され、かつ上昇のスピードは緩かで将来の世代に対して不公平なものでないかといえる。しかしながら

らC/QPPの保険料率の長期にわたる将来計画が明示される必要があるのは確かである。また、人口の高齢化によるコストの増大が確実な状況下では、制度の改正は長期的なコストに与える影響を慎重に見定めてからでないと実施に移せないのは論を待たない。

以上が原則2（公平性の原則）から見た問題点であるが、次に原則3（生活水準の維持に照らして現状を分析してみよう。この問題を考える際にはC/QPPが成熟途上であり、現在の給付水準が制度本来の最終的なものではないことを考慮する必要がある。しかしながらS/QPPが成熟した暁にさえ、これとOASとを合わせた公的年金だけでは退職前の生活水準を維持することはできない。公的年金の上に自助努力の余地を残しておくべきであるといふ、C/QPP発足当時の大方のカナダ国民の意見に基づくものであった。従って今日問題とすべきことは、企業年金や個人年金によってこのギャップが埋められていきつつあるのかそれともこのギャップを埋めるために公的年金の役割の拡大が必要なのかということである。確かにC/QPPが発足した17年前に比べれば企業年金もRRSPsに代表される個人貯蓄も充実の度を加えているが、今日なお平均的な所得を持つカナダ国民の多くが退職による可処分所得の減少に直面している。この原因は企業年金のカバーが未だに不十分である点と個人貯蓄の偏在とに求められる。1979年においてC/QPPの被保険者のうち企業年金に加入しているかあるいはRRSPsに拠出をして

論 文

いる者の割合は男子で55%女子で41%に過ぎなかった。企業年金やR R S P sから取り残されている者は比較的所得の低い者でありO A SやG I Sでかなりの程度従前所得を保障されるから問題ないという見解もあるが、実際には彼らの多くは共稼ぎによって中流の生活水準を維持しておりG I Sは世帯の収入によって所得制限を課しているため、この議論は当てはまらない。それに加えて多くのカナダ人は自助努力によって退職後に備えるのを好み、G I Sの世話になるのを潔しとしないのである。また企業年金には受給資格期間を満たす以前に会社を移すことによって受給権を失う危険があり、平均的な所得を持つカナダ国民のうち企業年金によって退職前所得の10%以上を代替できる者は半数に満たないものと推計されている。

もう一つ重要な問題として持ち家問題がある。カナダの世帯のおよそ4分の3は退職時に自分の家を所有している。この持ち家という資産を年金政策の上でどのように考えるべきかは論争的である。家を売って退職後の生活費の一部に充てるのを前提に年金の水準を考えるべきであるという議論もあれば、自分の家に引き続き住むことを前提とすべきとの議論もある。少なくとも持ち家に住むことによって家賃が浮く分の効果は考慮に入れなければならないであろう。最近の推計によればその効果は所得代替率に換算して5%以上、家を売ることを前提とすれば10~20%程度とされている。

以上のようなさまざまの要素を考慮に入

れた上で、平均的な所得の世帯（中位60%）について公的年金の成熟後における可処分所得ベースの退職後の代替される者は半数に満たず、約6分の1の者については代替率は75%以下であった。またこの推計では配偶者の死によって生活水準が低下する危険は考慮されていない点も注意を要する。

カナダ政府がカナダ国民に問わんとすることは、この退職による生活水準の低下を防ぐために政府が強制力のある施策を講ずるべきか、それとも引き続き国民自助努力に委ねるべきかということなのである。

第3節 カナダ政府の年金改革案

1. 原則1について

財政事情が許す限り最優先で単身者に対するG I Sの給付を改善すること。

2. 原則2について

(1) 企業年金及び税制について

カナダ連邦政府及び企業年金の規制法規を持つ6つの州及び准州政府の代表で構成されたカナダ年金監督協会(CAPS A)の結論を下敷きにして、企業年金に対する監督を強化する方向で以下の施策を提案する。

①インフレに対応した給付の実施価値の維持

自動スライド制の導入は理想的であるが、その現実的な代替案としてCAPSAが提案している利益差を活用する方法は傾聴に値する。この方法は、インフレなき経済の下での利子率を3.5%と仮定し、これと、過去5年間の長期国債の平均利回りの差を

インフレによる利差と定義して国が毎年この率を公表し、すべての企業年金は少なくともこの率を上回るような給付改定を義務付けられるという仕組みである。ただし3.5%は改革後に発生する給付から適用され、改革前からの給付には7%が適用される。予定利率として7%を超える利率を使っている制度はほとんどないから、この制度の導入によって新たな過去勤務債務が発生することはない。この利差がインフレ率を上回った場合にはインフレ率を上限として残余は将来のスライドに備えて貯めておくことも考えられる。またインデックス・ボンド（利率がCPIにスライドする有価証券）が発行されるようになれば、これに投資することにより利差法は殆ど自動スライドに等しいだけのインフレ耐性をもつようになるはずである。ただし利差法による場合に企業年金の投資担当者が年金受給者に対応して保険会社から終身年金を買うという形で運用している場合にはどうなるかという問題がある。給付改定の責任を負うのは企業年金の側であるのに対し、利益を受けるのは保険会社の側だからである。また、現在利益は事業主負担の軽減など他の目的に使われているケースが大半なので、それをインフレスライドに振り向けるとなると事業主の負担感が増すという問題がある。改革によって生じる未積立債務の償却条件を弾力化する等の対策も必要であろう。

②転職者の受給権保全の問題

事業主拠出分の受給権の保全には現在10年間の在職と45歳到達が一般的な要件となっているが、これを改めて、2年間の在職に

よって保全されるようにする。また拠出保険料の返還の際に使用する利子率は各年について直近5年間の長期国債の平均利率をもって下限とする。

③Registered Pension Account

(RPA) の創設

RRSPを改良してRPAとして、一定の限度額まで事業主が被用者名義の口座へ直接振込めるようにする。ただしこの口座からの引出しは障害など特別な場合を除くと退職後における年金の形での引出しに限られる。

④企業年金の通算可能性の改善

⑤税制の公平化（第3章参照）

⑥配偶者に対する給付の改善

(イ) 結婚に伴う年金権の分割を企業年金及びRRSPs（及びその後身であるRPA）に導入する。

(ロ) 年金受給者の死亡に際しては60%以上の給付率をもった遺族年金が支払われるような給付設計を義務付ける。

(ハ) 在職中の死亡については、少なくとも積立額相当分が遺族に払い戻されるようする。

(ニ) 遺族年金は再婚後も支払われるようする。

⑦企業年金の適用における差別の禁止

⑧情報公開の促進

⑨性による差別の禁止

これは給付建ての制度でも性差別の解消が望ましい。個人年金については生命保険の性差との関係もあり解消はより難しいと考えられる。

⑩企業年金の解散時の受給権保護の徹底

論 文

公的な保証保険機関の設立及び年金制度の債権に事業資産に対する先取特権を認めることが対策として考えられる。

(2) C/QPPについて

①拠出対象所得上限の引上げ

3年間で上限が製造平均賃金に追い付くように引上げのペースを早める。

②「子育て条項」の実施

オンタリオ州政府に批准を働きかける。

③遺族年金の再婚による失権規定の撤廃

④離婚の際の年金権の分割

⑤高齢遺族年金の改善

65歳以上のCPP遺族年金受給者に対して死亡した老齢年金受給者の年金額の80%を保障する。

⑥若齢遺族年金の改革

給付を「つなぎ給付」と「本来給付」とに分ける。「本来給付」は年金権分割後の積立済年金額の60%（すなわち死亡した被保険者の過去の加入期間に対応する年金額の30%）とする。「つなぎ給付」はOASの年金額と同額で、3年間あるいは65歳到達までのどちらか短い期間にわたって支給される。ただし7歳未満の子供がいる場合はその間支給が継続される。

⑦障害年金の改善

定額部分をOASと同額に改善するとともに所得比例部分を現在の老齢年金相当額の75%から100%に改善し、あわせて拠出要件を直近2年間に1年以上の拠出という要件に緩和する。

3. 原則3について

上述の改革を行った後にも、なおかつ退職による可処分所得の減少という事態は残るものと考えられる。この状況を改善するのに国家が介入する必要があるかどうかについては国論が分かれている。また介入が必要であるとしてもどの程度の介入が必要かという問題があり、介入の方法についても企業年金の設立を義務付ける方向で行うかC/QPPを拡大する方向で行うのかという問題がある。カナダ政府はこの問題に対する結論を議会と国民とに委ねることにしたいとしている。

4. 改革に伴う財政の見通しについて

現行のC/QPPは40ないし50年後にはおよそ8~10%の保険料率を必要とするとしているが、改革案によるとこれはさらに1.3%程度増大して9~11%となる。この1.3%の増大分のうち最大のものは遺族年金の改善であって約0.7%を占めている。

改革による企業年金の保険料の増大の程度は、制度の設計によっても違い、一概には言えないが、いくつかのタイプ別に行なったモデル計算によれば、おおむね保険料率にして0.5%~3.2%の範囲での増大が必要とされ、全制度をならしてみた場合の保険料率の増大は1.5%~2.5%程度と推計されている。もちろん既にインフレに対応する措置を講じている制度ほど保険料率の上がり方は小さい。また仮にインフレ率が0%と仮定した場合には、利差益も生じなくなるため、保険料率の上昇が必要になり、その上昇幅は改革案の実施に必要な保険料率の上昇幅を上回ってさえいる。このことは、インフレによる棚ボタ的な利差益をは

き出すことによってある程度のインフレ・スライドが行えることを意味している。

改革案の実施に伴う経済への影響や国家財政への影響は許容し得る程度のものであり、かつ経済情勢に応じて段階的に実施していくことによりコントロールすることができると考えられる。

第2章 カナダ議会の勧告

カナダ政府はグリーンペーパーの終章において、カナダ議会の下院に対し超党派の委員会を設けて公聴会を開き1983年末までにこの改革案をたたき台とした勧告を出すように求めた。事態はその通りに進み勧告が1983年の暮れにだされた。委員会は9人で構成され与党の自由党が委員長を含む5人、第一野党の進歩保守党が3人、第2野党新民主党が1人の委員を送っている。勧告は委員会の全会一致ではない。新民主党の委員はC/QPPの拡大に否定的結論を下した勧告を不服とし、勧告全体に対する反対意見を付している。その他にも勧告の一部に反対の議員がいて採択された勧告は多数決に基づくものとなっている。以下はこの勧告のうち主要なものの要約である。

1. 公的年金について

- (1) 公的年金のスライドの指標としてCPIをとるのをやめ賃金をベースとした新しい指標を設定すること。
- (2) CPPの保険料及び財政の将来の見通しを5年ごとに議会に報告すること（〔16〕参照）。

- (3) OASの平均賃金に対する比率が1967年当時に比べて低下してきているのでこれの回復を図ること。
- (4) 離婚等に伴う年金権の分割を実施すること。
- (5) 家庭の主婦に対して拠出対象上限報酬の半分を仮想報酬としてC/QPPの年金給付を行うこと。その費用負担は原則としてC/QPPの保険料から行うが、この改正によって利益を受ける世帯に対してもある程度の割増の負担を求める。これは、グリーンペーパーの提案と対立する注目すべき勧告である。具体的な費用負担の仕組み等詳細については文献〔2〕を参照されたい。)
- (6) 家庭の主婦に対してC/QPPの給付を行なう際には、制度改正前の期間をみなし期間としてこれに基づきある程度の給付を行うこと。
- (7) 高齢の遺族に対する年金の給付率は80%ではなく65%とすること。
- (8) 遺族年金と老齢年金に併給制限を設けること。限度額は自分の老齢年金の130%または両者の老齢年金の合計の65%の何れか高い法とする。
- (9) 遺族年金の再婚失権規定は廃止すること。
- (10) 従前報酬を計算する際に除くことのできる低所得期間を全体の15%から25%に拡大すること。
- (11) 「子育て条項」の適用を父親にも拡大すること。
- (12) C/QPPの拠出対象上限報酬の引き上げ及び繰り下げ支給を導入すること。
- (13) C/QPPに60歳から70歳までの間を対

論 文

象に繰り上げ及び繰り下げ支給を導入すること。

(14) O A S にも繰り上げ・繰り下げ支給の導入を考慮すること。(これは複数の反対があり、影響を慎重に考慮する必要ありとの見解が付されている。)

(15) C / Q P P の財政方式は賦課方式とし積立金は給付費の2~3年分とすること。ただし負担が短期間に急激に増大するのは避けること。

(16) 1985年3月31日を基準時点として C P P の25年間にわたる拠出計画を作成し、5年ごとにこれを更新すること。

(17) 家庭の主婦に対する適用を含め、あらゆる給付改善に伴うコスト増は、直ちに着手し25年以内には完全に拠出保険料に織り込まれなければならないこと。

2. 企業年金について

(1) 企業年金に対する強制的な物価スライドは、制度改正前に積立済の給付に対しては適用しないこと。

(2) 企業年金は、その構成員の代表に対して要求に応じて数理報告書及び資産運用状況報告書を公開すると共に、個々の加入員に対して各自の年金の積立額を毎年通知できるようにすること。

(3) 企業年金が加入員に関して遡って給付の改善を行う場合には、受給者についても給付の改善を行うことを義務付ける規定を実施の方向で検討すること。

(4) 企業年金の強制スライドの手段として利差法は採用しないこと。

(5) 3年の経過期間を置いたうえでその後に

積立てられる企業年金の給付については、

C P I から 2.5% を引いた率を最低限度とするスライドを義務付けること。ただしこの率には実務利回り等を考慮した上限を設けること。

(6) 2年間の在職により受給権が保全されるよう義務付けること。

(7) グリーンペーパーにおける R P A の創設の提案を支持すること。

(8) グリーンペーパーにおける企業年金の遺族年金の改善の義務付けに関する提案を支持すること。

(9) グリーンペーパーにおける適用の差別禁止の提案を支持すること。

(10) パートタイム労働者にも段階的に企業年金の適用を義務付けていくこと。

(11) 3年の準備期間を置き年金業界の意見を聞いた上で私的年金における男女平等の取扱いを考慮すべきこと。

(12) 企業年金の解散に備えた保証保険期間構想は支持しないこと。

(13) 企業倒産の際に年金基金の未積立債務に事業資産に対する先取特権を認めること。

3. 貯蓄に対する税制について

(1) 「しかるべき上限貯蓄額」を設けてその額まで平等に税制上の恩典が受けられようすること。

(2) 上記の上限額は平均賃金にスライドするようすること。

(3) 現行の全額を課税所得から控除する方式を廃止して約40%の税額控除方式に改めること。

4. 適用について

3年以内に私的年金の拡充効果が表れてこない場合には、公的年金によるか私的年金によるかを問わず強制的な適用拡大の議論を議会において公式に検討すること。

第3章 最近の動きと今後の展望

グリーンペーパーの中で言及した私的年金に対する税の公平の問題について、カナダ政府は具体的で税制の改革案を示すことを公約していた（文献〔1〕P.30）。この公約は1984年2月に連邦財務省によって、現在の税制の問題点の指摘からはじまって、改革案とその効果の評価までを含む包括的な報告書（文献〔4〕）が発表されたことによって果たされた。新方式を一言で説明すると、各個人について過去の報酬履歴に応じて毎年一定の方式でその年までの非課税貯蓄高限度額を計算していくということである。マル優の枠が収入に応じて毎年広がっていくようなものと考えればほぼ当たるであろう。この方法によると、その年に使わなかった非課税貯蓄の枠を翌年に繰り込んでいくことになるので収入に変動のある自営業者などには有利である。また企業年金のその年までに積立済の（事業主負担分も含めた）給付現価もこの枠の内に算入されるので、企業年金の適用を受けられない者にとってより公平な仕組みとなっている。また、この限度額は物価に自動スライドすることとされている。

連邦政府及び連邦議会の動きを受けて、

カナダ最大の州であるオンタリオ州の政府も年金改革に関する具体的な提案を1984年4月に発表した（文献〔3〕）。これによるとオンタリオ州政府は連邦政府と連邦議会が一致して主張している点にはほぼ同意を与えているものの、いくつかの独自の主張もみられる。例えばCPPの財政方式については最終的には賦課方式を原則とするものの、早めに保険料率を引上げて積立金を形成し民間部門に投資して有利運用を図ることを主張している。また連邦政府と議会とで意見が対立した家庭の主婦の年金保障の問題については、家庭の主婦にCPPを適用して独自の年金保障を与えるアイデアには評価を与えながらも、議会による具体的な提案にはいくつかの不平等を指摘して疑問を投げかけ、より一層の研究を必要としている。

このようにカナダの年金改革問題は現在のところ完全なコンセンサスが得られる段階に達していないようと思われる。しかしながら非公式の情報（文献〔5〕）によれば、すでに大方の議論は出尽くして妥協の気運が生じ始めているということであるから、意外と近い将来に改革案の成立を見ることになるかもしれない。今しばらく情勢を注意深く見守っていきたいと思う。

おわりに

筆者に資料を提供し有益な助言を与えて下さったカナダ出身のILO社会保障局上席アクチュアリーJ. P. Picar氏に対して、ここに深く感謝の意を表する次第である。

論 文

〈参考文献〉

- [1] Government of Canada, Better Pensions for Canadians, Ottawa, 1982
- [2] House of Commons Canada, Report of the Parliamentary Task Force on Pension Reform, Ottawa, December 1983
- [3] GROSSMAN, The Honourable Larry, Q.C., Treasurer of Ontario and Minister of Economics, Ontario Proposals for Pension Reform, Tronto, April 1984
- [4] LALONDE, The Honourable Marc, Minister of Finance, Building Better Pensions For Canadians, February 1984
- [5] PUGH, Colin: Canadian Pension Reform is Close at Hand. In Benefits International, Vol. 13, No. 11, May 1984, pp. 2-7